

改正ご規定	現行規定
<p style="text-align: center;">第1章～第2章（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条～6条（略）</p> <p>第7条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項</p> <p>1.～6.（略）</p> <p>7. <u>競技運転者許可証</u>を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た身体に障がいのある者は、F I A が所管する委員会によって承認された識別のための<u>ユニバーサル・シンボル</u>をオフィシャルに見えるよう、車両の前後及び両側面に掲示しなければならない。当該ロゴの大きさは、車両に表示される識別番号の少なくとも50%のサイズ（いかなる場合も最低8 cm²の大きさ）とする。</p> <p>○F I A 国際競技運転者許可証の上級申請について（略）</p> <p>○競技参加者および運転者許可証料（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章～第5章（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 本規定の施行</p> <p>第19条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2022年4月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第2章（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 競技許可証</p> <p>第1条～6条（略）</p> <p>第7条 競技許可証の申請に際しての要項と発給後の遵守事項</p> <p>1.～6.（略）</p> <p>7. <u>競技運転者許可証</u>を取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得た身体に障がいのある者は、F I A が所管する委員会によって承認された識別のための<u>ユニバーサル・ロゴ</u>をオフィシャルに見えるよう、車両の前後及び両側面に掲示しなければならない。当該ロゴの大きさは、車両に表示される識別番号の少なくとも50%のサイズ（いかなる場合も最低8 cm²の大きさ）とする。</p> <p>○F I A 国際競技運転者許可証の上級申請について（略）</p> <p>○競技参加者および運転者許可証料（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章～第5章（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 本規定の施行</p> <p>第19条 本規定の施行</p> <p>本規定は、<u>2022年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>